

第6回検討会での論点（案）

1. 住民に身近な圏域での「丸ごと」の地域づくり、市町村の包括的相談支援体制の構築

（1）身近な地域で、生活のしづらさを丸ごと受け止めていくために、具体的にどのような仕組みや機能があればよいのか。その際に専門職が果たすべき役割は何か。住民主体による場合と、地域包括支援センターなど既存の機関が行う場合で、それぞれ留意すべき点は何か。

（2）上記（1）を展開していくために、市町村、あるいは都道府県、あるいは社会福祉法人等はどのような支援が求められるのか。住民主体による場合と、地域包括支援センターなど既存の機関が行う場合で、それぞれ留意すべき点は何か。

（3）相談支援包括化推進員や主任相談支援員等、「協働の中核を担う者」は、具体的にどのような機能・役割を果たすことが望ましいか。